

# 平成29年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画

平成29年3月14日

平成29年春の全国交通安全運動は、「平成29年春の全国交通安全運動推進要綱」（平成29年2月16日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、「子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」を運動の基本とするほか、「歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底）」、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を全国重点として、4月6日（木）から15日（土）までの期間、実施されるものである。

国土交通省は、実施に当たって、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけることにより、本運動に積極的・効果的に取り組むこととする。

なお、本運動期間中の4月10日（月）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

## 記

### 1. 交通安全施設等の点検

平成28年中の交通事故死者数は3,904人で、昭和24年以来、67年ぶりに4千人を下回ったが、その内訳をみると、歩行中・自転車乗用中の死者の割合が高く、高齢者の死者数が全体の死者数の半数を占めるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況が続いている。また、登下校中の児童等が死傷する交通事故が発生しているなど、通学路の安全確保が重要な課題となっている。

このため、交通安全施設等の点検の実施に当たっては、上記のような交通事故の発生状況に鑑み、以下の点に留意するとともに、「交通安全総点検の実施について」

（平成9年2月14日付け建設省道路局道路交通管理課長、道路環境課長、国道課長、地方道課長通達）や「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付け国土交通省道路局国道・防災課長、環境安全課長通達）等を踏まえ、地域の人々や関係市区町村等の参加、関係機関との連携による点検に積極的に取り組み、点検結果に基づき必要な措置を実施する。

① 歩行中・自転車乗用中の事故を防止する観点から、事故が多発または発生する恐れのある生活道路、駅周辺、商店街、通学路、交通量の多い踏切等において、特に歩行者・自転車の安全な運行を確保するため交通安全施設等を点検すること

② 高齢者等の歩行中の事故を防止する観点から、高齢者等の利用する機会の多い

施設周辺において、歩道の段差、傾斜、勾配、整正状況及び視覚障害者誘導ブロックの連続性等を点検すること

- ③ 事故発生割合の高い箇所や重大事故が多発している箇所等において、交通事故の発生状況に応じて交通安全施設等を点検すること

## 2. 道路の利用の適正化等

- (1) 歩道を不法に占用している看板、商品等が交通安全上及び防災上の支障となっていることに鑑み、道路の不適正な利用状況を是正するため、道路利用者の視点から道路パトロール等を実施し、道路の正しい使い方の指導を行うこと。特に悪質な事例については監督処分等必要な措置を講じ、道路の適正な利用を徹底させる。

また、駅周辺並びに市街地中心部等における大量の放置自転車等（原動機付き自転車を含む）について、条例等に基づき対処する。また、交通安全上障害となっている路上放置車両についても、「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」（平成5年3月30日付け建設省道路局道路交通管理課長通達）等に基づき対処する。

- (2) 市街地における道路上又は道路に接した場所における建設工事に起因する交通事故を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設事務次官通達）に基づき、安全柵、保安灯、標示施設等が適切に設置されているか点検するとともに、同要綱の趣旨を工事の起業者及び施工者に周知徹底させる。

## 3. 大型車両等の通行についての指導取締り

- (1) 大型車両等による交通事故を防止し、併せて道路の保全を図るため、道路法及び車両制限令の違反者に対し、平成27年1月に改正された「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道路局長通達）を踏まえ、道路法及び車両制限令の趣旨及び内容について事業者及び荷主等に対して積極的に広報活動を行い、また関係機関との連携を取りつつ、取締り、指導を徹底する。

- (2) 高速自動車国道等における大口・多頻度割引の利用者で道路法及び車両制限令の悪質な違反者に対しては、利用約款に基づき、割引の停止、カード利用の停止又は資格の取消し等の措置を徹底する。また、利用申込者に対しては、上記の措置を盛り込んだ利用約款の趣旨の周知を図る。

- (3) 道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、道路構造の点検に合わせて重量・高さ等の制限箇所について点検を行い、補修等の必要な措置を講ずる。

- (4) 危険物運搬車両について、「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合

せ」(平成9年12月12日付け関係省庁等申合せ)に基づき、危険物運搬車両の通行に関する交通安全啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携を取りつつ、道路法及び車両制限令違反車両の取締りの実施、交通事故発生時の対応の強化を図る。

- (5) 建設工事の施工に伴う土砂、産業廃棄物等を運搬するダンプトラック等の過積載による違法通行を防止するため、「過積載による違法運行防止対策について」(平成6年4月20日付け建設省建設経済局長・道路局長通達)を踏まえ、施工者に趣旨を周知徹底させる。

#### 4. 事業用自動車等の安全運行の確保

- (1) 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、6月3日に軽井沢スキーバス事故対策検討委員会においてとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、実施可能なものから速やかに実施する。
- (2) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (3) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。
- ① 乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。また、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること。
  - ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること
  - ③ 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底すること。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底すること
  - ④ 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止を徹底すること。
  - ⑤ 歩行者及び自転車利用者(特に子供、高齢者、障害者等)の安全に配慮すること
  - ⑥ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正

な点呼の実施を徹底すること

- ⑦ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施すること
- ⑧ 夕暮れ時における自動車のすれ違い用前照灯（下向き）の早めの点灯及び、暗い道での走行用前照灯（上向き）の点灯を励行すること
- ⑨ 車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた安全確保を徹底するため、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。また、後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
- ⑩ 乗合バスにおいては特に、車内事故を防止するための安全対策を実施すること
- ⑪ タクシーにおいては特に、交差点内での出会い頭事故を削減するため、一時停止を徹底すること
- ⑫ トラックにおいては特に、追突事故防止対策の強化を図ること。

（４）安全規制の遵守を徹底するため、重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。

（５）自家用有償旅客運送についての安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、自家用有償旅客運送者に対し、運行の管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のための必要な体制等について、あらゆる機会をとらえ、周知に努める。

## 5. 車両の安全対策の推進

（１）より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。

- ① 自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車アセスメントによる車種別安全性能（衝突安全性能や、自動ブレーキなどの先進安全技術の性能をはじめとする予防安全性能）の比較情報の提供等により、自動ブレーキ等を備えた安全運転サポート車などの高齢運転者の安全運転にも資する安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
- ② 街頭検査の際、ユーザーに自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと

(2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等を通じて指導する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供がなされるよう自動車製作者等を指導する。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
- ② 不正改造の防止

(3) 警察との密接な連絡協調のもとに街頭検査を行い、無車検・無保険車両を排除するとともに、衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等の整備不良車両、及び不適切な着色フィルムの貼付及び装飾板の装着、不適切な灯火器の取付け、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し及び過積載等を助長するさし枠の取付け等の不正改造車の排除に努める。

併せて、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故や車両火災事故、車体腐食による操舵不能事故等の防止のため、点検整備の励行について指導を行う。

(4) リコールに関して一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

## 6. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導する。

(1) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。

(2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行するバス事業者及び貸切バス事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。

- ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
- ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
- ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
- ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
- ⑤ 高速自動車国道等を走行するバス事業者及び貸切バス事業者においては、シートベルトの着用について、リーフレットを座席ポケットへ備え付ける等、あらゆる機会を捉え、乗客へのシートベルト着用の注意喚起を行うこと。

(3) タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用のステッカーを作成

し、車内に貼付するよう指導する。

- (4) 自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。
- (5) 幼児等を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び安全性に関する比較情報等の提供を行い、安全意識の高揚を図る。

## 7. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で自動車運送事業者等に情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

## 8. 鉄軌道の安全確保

鉄軌道の安全を確保するため、鉄軌道事業者に対し次の事項を中心に指導する。

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底
- ② 災害・火災発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 視覚障害のある人への声かけ等の強化及び旅客による声かけを促進するための啓発活動の推進
- ⑥ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑦ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進

## 9. 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年4月10日（月）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等の働きかけを行う。

- (2) 一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
- (3) 車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (4) 関係団体の広報誌やポスター掲示等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。
- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
  - ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発
  - ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
  - ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
  - ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
  - ⑦ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
  - ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- (5) 道路交通の安全の確保を図るため、落石や道路標識の破損等道路を安全に通行する際に支障となる事象を道路利用者からモニターへ、モニターから道路管理者へ通報等を行う「道路情報モニター制度」について、広報活動の機会を活用して、特に、道路利用者にもその趣旨を理解していただき、制度の普及、充実を図る。

## 10. 海上・航空交通の安全確保

海上・航空交通の安全を確保するため、超高速船運航事業者に対し利用者へのシートベルト着用について指導するとともに、定期航空運送事業者に対し利用者へのシートベルト不着用等の安全阻害行為等の防止について指導する。